

平成29年度 滝川市地域防災計画の主な見直し箇所

- 1 指定地方行政機関名変更と内容の変更により改訂した。第1章（総則）3ページ
 - ・農林水産省北海道農政事務所旭川地域センター ⇒ 農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点
 - ア 災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。
 - イ 災害応急飼料対策において、必要に応じて応急飼料として飼料作物を救急する等、必要な措置を行うこと。
 ⇒「農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。」に変更した。
- 2 北海道の機構改革に伴い名称変更
 北海道空知総合振興局地域政策部 ⇒ 北海道総合振興局地域創生部 第1章（総則）4ページ
- 3 公共的団体及び防災上重要施設の管理者の名称変更により改訂した。第1章（総則）6ページ
 - ・東日本電信電話株式会社－北海道岩見沢支店 ⇒ 東日本電信電話株式会社北海道事業部
- 4 災害概要を追加した。第1章（総則）14ページ
- 5 組織名変更に伴い滝川市防災会議委員の変更により改訂した。第2章（防災組織）15ページ
 - ・農林水産省北海道農政事務所旭川地域センター長
⇒ 農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点地方参事官
 - ・空知総合振興局地域政策部主幹 ⇒ 空知総合振興局地域創生部主幹
 - ・東日本電信電話株式会社－北海道岩見沢支店長
⇒ 東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室長
- 6 本部設置場所追加により改訂した。第2章（防災組織）17ページ
 - ・「本部の設置場所
本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し本部機能を有しなくなったとき、又はその恐れがあるときは、滝川市スポーツセンターに本部を設置する。」を追加した。
- 7 災害対策本部組織図について組織改編により改訂した。第2章（防災組織）20ページ
 - ・商工観光課主幹 ⇒ 観光国際課主幹 ・商業観光課 ⇒ 観光国際課
 - ・情報推進課長 ⇒ 総務課長補佐 ・国際課 ⇒ 観光国際課（国際交流係）
 - ・情報推進課 ⇒ 企画課（情報推進係） ・財政課主幹 ⇒ 財政課長補佐
 - ・企画課長補佐 ⇒ 企画課主幹 ・（福祉課長）⇒ 福祉課長
 - ・企画課（大学連携室・秘書室を含む） ⇒ 企画課（情報推進係除く）
 - ・商工観光課 ⇒ 観光国際課（国際交流係・スカイスポーツ担当除く）
 - ・農政課長補佐 ⇒ 農政課主幹 ・（建築住宅課長）建築住宅課主幹 ⇒ 建築住宅課長
 - ・学校教育課長 ⇒ 教育総務課長 ・教育支援課長 ⇒ 学校運営課長
 - ・学校教育課 ⇒ 教育総務課 ・教育支援課 ⇒ 学校運営課
 - ・総務部次長 ⇒ 削除 ・市民生活部次長 ⇒ 削除 ・保健福祉部次長 ⇒ 削除

・教育部次長 ⇒ 削除 ・市立病院事務部次長 ⇒ 削除

- 8 救護部避難所対策班所掌事務に「12 避難行動要支援者の避難に関すること。」を追加した。
第2章（防災組織）23 ページ
- 9 住民組織への協力要請連絡先の変更 第2章（防災組織）29 ページ
滝川市町内会連合会連絡協議会
連絡先 滝川市栄町3丁目6番28号まちづくりセンターみんくる内 電話 74-6210
⇒ 滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所くらし支援課内 電話 28-8012
- 10 気象警報発表基準変更に伴う改訂 第3章（災害情報通信計画）30 ページ、31 ページ
・注意報発表基準 洪水（流域雨量指数基準）に「ラウネ川流域3. 2」を追加した。
・警報発表基準 洪水（流域雨量指数基準）に「ラウネ川流域で4以上」を追加した。
- 11 災害危険区域及び警備計画に「また、水防法の規定により国土交通省から石狩川水系石狩川下流洪水浸水区域図（想定最大規模の重ね図）が別図2のとおり示された。」を追加し、合せて別図2も添付した。
第4章（災害予防計画）51 ページ
- 12 災害危険区域位置図の別図を別図1に変更した。第4章（災害予防計画）51 ページ
- 13 水位観測所の基準水位を改訂した。第4章（災害予防計画）53 ページ
札幌開発管理部の所管する基準水位が変更となったことから改訂した。
石狩川水系熊穴川
・水防団待機水位 34.64m ⇒ 34.82m
・はん濫注意水位 35.11m ⇒ 35.39m
・避難判断水位 35.37m ⇒ 35.93m
・氾濫危険水位 35.63m ⇒ 36.03m
- 14 滝川地区広域消防事務組合の組織改編により組織図を変更した。第4章（災害予防計画）71 ページ
- 15 組織名変更に伴い火災警報連絡系統図を変更した。第4章（災害予防計画）85 ページ
空知総合振興局地域政策部地域政策課 ⇒ 空知総合振興局地域創生部地域政策課
- 16 避難勧告等に関するガイドラインの変更により改訂した。第5章（災害応急対策計画）103 ページ
（2）避難勧告及び指示又は避難準備情報区分の基準
⇒（2）避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始区分の基準
・避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）
・避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始
（3）避難勧告、指示又は避難準備情報の伝達方法
⇒（3）避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法
- 17 施設の耐震化により指定緊急避難場所の改訂をした。第5章（災害応急対策計画）105 ページ
・滝川市スポーツセンター第1体育館を地震における指定緊急避難場所を変更した。
変更前 地震× ⇒ 変更後 地震○

- 18 水防法の改正により指定緊急避難場所の改訂をした。第5章（災害応急対策計画）105 ページ
・滝川高等学校を水害における指定緊急避難場所を変更した。
変更前 洪水○ ⇒ 変更後 洪水×
- 19 施設の老朽化に伴い、指定避難所を変更した。第5章（災害応急対策計画）107 ページ
・北滝の川地区福祉会館 ⇒ 北地区コミュニティセンター
- 20 組織名変更に伴い緊急患者の緊急搬送手続等を変更した。第5章（災害応急対策計画）136 ページ
空知総合振興局（地域政策部地域政策課） ⇒ 空知総合振興局（地域創生部地域政策課）
- 21 組織名変更に伴い災害派遣要請の手続を変更した。第5章（災害応急対策計画）158 ページ
空知総合振興局地域政策部地域政策課 ⇒ 空知総合振興局地域創生部地域政策課
- 22 組織名変更に伴い鉄道災害における情報通信連絡系統を変更した。
第7章（事故災害対策計画）189 ページ
空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
- 23 組織名変更に伴い道路災害における情報通信連絡系統を変更した。
第7章（事故災害対策計画）192 ページ
ア 空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
イ 空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
ウ 空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
エ 空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
- 24 組織名変更に伴い危険物災害における情報通信連絡系統を変更した。
第7章（事故災害対策計画）197 ページ
空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
- 25 組織名変更に伴い大規模な火事災害における情報通信連絡系統を変更した。
第7章（事故災害対策計画）199 ページ
空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
- 26 組織名変更に伴い危険物災害における林野火災気象伝達系統を変更した。
第7章（事故災害対策計画）202 ページ
空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部
- 27 組織名変更に伴い林業災害における情報通信連絡系統を変更した。
第7章（事故災害対策計画）203 ページ
空知総合振興局地域政策部 ⇒ 空知総合振興局地域創生部